

回 覧

川場村住宅リフォーム助成事業

川場村では、住民の住居環境の向上、村内施工業者の支援及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、工事費の一部を予算の範囲内で補助します。

対象工事

- ①住宅の機能や性能を維持又は向上させるために、修繕を行うこと。
- ②村内施工業者により行われる工事であって、工事費（税込）が20万円以上であること。
- ③併用住宅の場合は個人部分のみが対象
- ④本年度中に工事を完了し、報告書の提出が出来ること。
- ⑤対象工事を行う住宅が川場村内であること。

補助対象者

- ①村内に住民登録があり、対象住宅を所有していること。
- ②住宅の所有者及び全世帯員に村税及び使用料等の滞納がないこと。
- ③当該リフォーム工事について、本村の他の制度による補助金制度を利用していないこと。

補助金の額

工事費の10パーセント以内で、上限20万円

申請に必要な書類

- (1) 住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) リフォーム等工事前の住宅の状況がわかる写真
- (3) リフォーム等工事の内容がわかる図面
- (4) リフォーム等工事見積書（対象工事に要する経費がわかるもの）
- (5) その他村長が必要と認める書類



対象となる工事の具体例

屋根の葺き替・防水・塗装・その他の屋根工事
外壁の張替え塗装・その他外装工事
雨樋の取替え・改修・その他樋工事
サッシ及びガラスの取付・取替え・その他の建具工事
バルコニー・ベランダ・テラス等の設置工事
床・壁・天井の張替え・その他の内装工事
床・壁・天井の塗替え・その他の塗装工事又は左官工事
ドアの取替え・襖・障子の張替え・その他の建具工事
畳の入替え・表替え
ユニットバス化、浴槽の取替、その他の浴槽工事
洗面台・便器の取替え・その他衛生設備工事
給水管・配水管及びガス管の取替え、その他配管工事
配線・コンセントの設置、その他の電気設備工事
二重サッシ・断熱材設置、その他断熱化のための工事
基礎・土台・柱・壁・その他の構造部分の補強工事
その他村長の認める工事

対象とならない工事

住宅の新築工事、車庫の建築・増改築、門扉・堀の設置
造園工事、上下水道接続工事、住宅の解体のみの工事
シロアリ駆除、舗装工事、その他外構工事等
カーテンの張替え、太陽光発電システム設置工事
電化製品等の購入、防犯機器等の購入
機械等の設置及び購入に係る簡易な工事

問い合わせ先

川場村役場 田園整備課
建設係

TEL : 0278 - 52 - 2111
: 0278 - 25 - 5072(直通)